

# 受注された皆様へ（委託業務編）

2017年4月適用  
北海道渡島総合振興局農村振興課

必ずお読みください。

1 委託業務契約に係る提出書類について	1
2 契約関係書類の記載要領	3
(ア) 契約関係書類における受託者の表示方法について	3
(イ) 契約関係書類の訂正について	3
3 管理技術者及び照査技術者の配置について	4
(ア) 管理技術者	4
(イ) 照査技術者	4
(ウ) 管理技術者及び照査技術者に必要な資格要件	5
4 再委託の取扱いについて	6
(ア) 再委託できる範囲	6
(イ) 再委託額の上限	7
(ウ) 承諾が不必要な内容	7
(エ) その他	7

## 1 委託業務契約に係る提出書類について

提出書類は A4 版で作成してください。

区分	書類	提出先	部数	作成上の注意事項	備考
契約時	契約書	主査(契約)	2部		
着手時	業務処理責任者(管理技術者)等選定通知書	業務担当者	2部	契約締結後、速やかに提出	
	経歴書				
	業務工程表			契約締結日を含めて14日以内に提出	
	労働者災害補償保険成立届			ポーリング、横坑掘削等を伴う地質調査のみ提出	
随時	請求書(前金払)	主査(契約)	1部	契約金額の3割以内	
	公共工事前払金保証証書			使途に変更があった場合も速やかに提出	
	再委託承諾申請書	業務担当者		再委託に係る見積書を添付すること	
設計変更時	変更契約書	業務担当者	2部	委託期間に変更がある場合は、変更後の業務工程表を添付	
完了時	実績報告書	業務担当者	1部	業務完了後、速やかに提出	
	成果品目録			業務完了後、速やかに提出	
	請求書(完成払)	主査(契約)			

北海道の農業農村整備事業の入札・契約に使用する様式のダウンロードページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/jigyokeiyaku/jyohoukukai/download.htm>

## 2 契約関係書類の記載要領

### (ア) 契約関係書類における受託者の表示方法について

提出書類の受託者等の表示については、次のとおり記載してください。

- ① 受託者が個人の場合は、住民票上の住所・氏名を記載
- ② 受託者が法人の場合は、原則としてその法人の代表機関を記載しますが、法人の分類ごとに代表資格が異なりますので、商業登記簿、定款、寄付行為などによりその代表資格及びその氏名を確認の上、次のとおり記載してください

法人の主たる事務所の所在地 (商号又は名称)	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇株式会社 (財団法人〇〇〇〇)
代表資格及びその氏名	代表取締役 (理事、代表理事)〇〇 〇〇

なお、会社組織の支店長又は営業所長(出張所長を含む)が記名押印する場合にその支店長又は営業所長が商法上の支配人であることが登記され、確認できるときは次のとおり記載してください。

住 所	(支店又は営業所の住所) 〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 (〇〇支店〇〇営業所) 支店長 (営業所長) 〇〇 〇〇
-----	--

また、支配人ではなく、委任状による代理であるときは次のとおり記載してください。

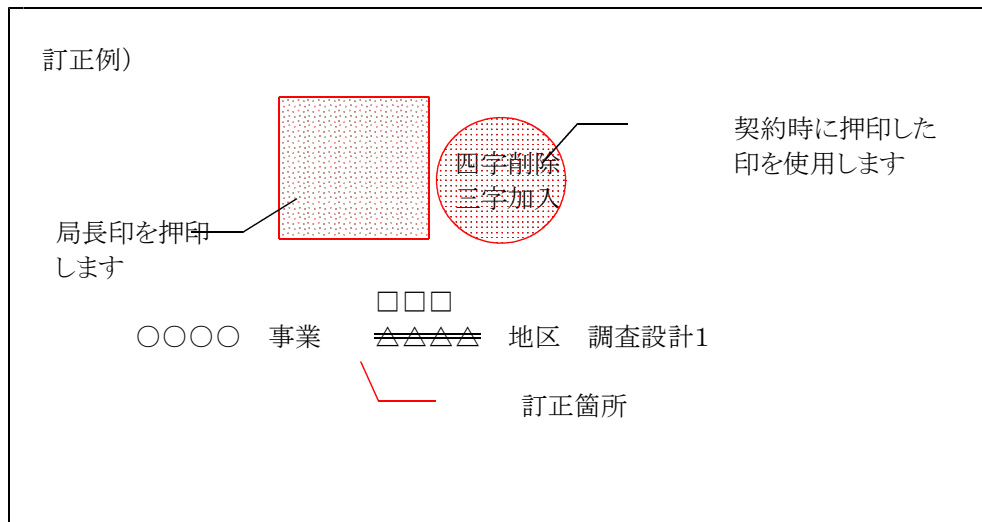
住 所	(本社又は本店の住所) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 上記代理人 (支店又は営業所の住所) 〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 (〇〇支店〇〇営業所) 支店長 (営業所長) 〇〇 〇〇
-----	---

### (イ) 契約関係書類の訂正について

契約関係書類の訂正は、次により行ってください。

- ① 訂正すべき箇所が生じたときは、その部分を2本線で抹消します。この場合、抹消される文字が判読できるようにします。(修正液等は使用しないでください。)

- ② 文字を加えるときは、すぐ上の行との間に記載します。
- ③ 訂正したときは、上部の欄外に「○字削除」「○字加入」と明記し、その契約等に使用した印を押印します。加除訂正を証する押印については、文書を作成した(契約書に押印した)全員の印を押印します。
- ④ 訂正字数を数えるときは、符号(句読点、かぎ、かっこ等)を含みません。なお、訂正箇所には符号がある場合は「○字及び括弧削除」のように記載します。
- ⑤ 訂正した文字を再度訂正することはできません。



### 3 管理技術者及び照査技術者の配置について

#### (ア) 管理技術者

委託業務契約を締結すると、受託者は業務に関する施行上の管理を行う技術者である管理技術者を選任し、発注者にその旨を通知しなければなりません。

管理技術者の職務は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うこと並びにこの契約約款に基づく受託者の一切の権限を行使することです。

しかし、次の①～④に掲げる権限を行使することはできません。

- ① 業務委託料の変更、請求及び受領
- ② 契約書第 13 条第 1 項に規定する発注者の管理技術者に関する措置請求の受理
- ③ 契約書第 13 条第 2 項に規定する発注者の管理技術者に関する措置請求に対する決定及びその通知
- ④ 契約の解除に係る権限

したがって、発注者は上記①～④に掲げる権限に係ることを除き、管理技術者に対し意思表示等を行えば足りることになります。

#### (イ) 照査技術者

照査技術者とは、成果物の再生担当者以外の立場から当該成果物のチェックを行う者です。

受託者は、調査測量設計業務共通仕様書で「設計(2-1 章 総則)」の適用を受けた場合、照査技術者

を配置し、発注者にその旨を通知しなければなりません。

また、管理技術者と照査技術者は同じ人が兼ねることができません。

#### (ウ) 管理技術者及び照査技術者に必要な資格要件

##### ① 測量業務の場合

測量業務の場合、以下の資格を有する管理技術者を配置しなければなりません。

管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格保有者でなければなりません。

##### ② 設計業務の場合

設計業務の場合、以下の資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置しなければなりません。

管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者(下記参照)、あるいはシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。(業務に該当する部門))、農業土木技術管理士の資格保有者でなければなりません。

#### 【これと同等の能力と経験を有する技術者とは】

当該設計業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者で発注者が承認した者をいいます。

- 1) 一級土木施工管理技士
- 2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者
- 3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者
- 4) 学校教育法による短期大学若しくは高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者

##### ③ 調査業務の場合

調査業務の場合、以下の資格を有する管理技術者を配置しなければなりません。また、軟弱地盤技術解析業務である場合は照査技術者を配置しなければなりません。

管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者(下記参照)、あるいはシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。(業務に該当する部門))、農業土木技術管理士の資格保有者でなければなりません。

##### ④ 用地調査業務の場合

用地調査業務の場合、以下の資格を有する管理技術者を配置しなければなりません。

管理技術者は、補償業務管理士(一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第1条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)、土地改良補償業務管理者(公益法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償管理者研修及び資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。)、またはこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければなりません。

#### 【これと同等の能力と経験を有する技術者とは】

用地調査等の主たる補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者で発注者が承認した者をいいます。

※ 北海道農業土木工事調査測量設計業務共通仕様書を確認される場合は次のページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/sekkei-hp/sek-top.htm>

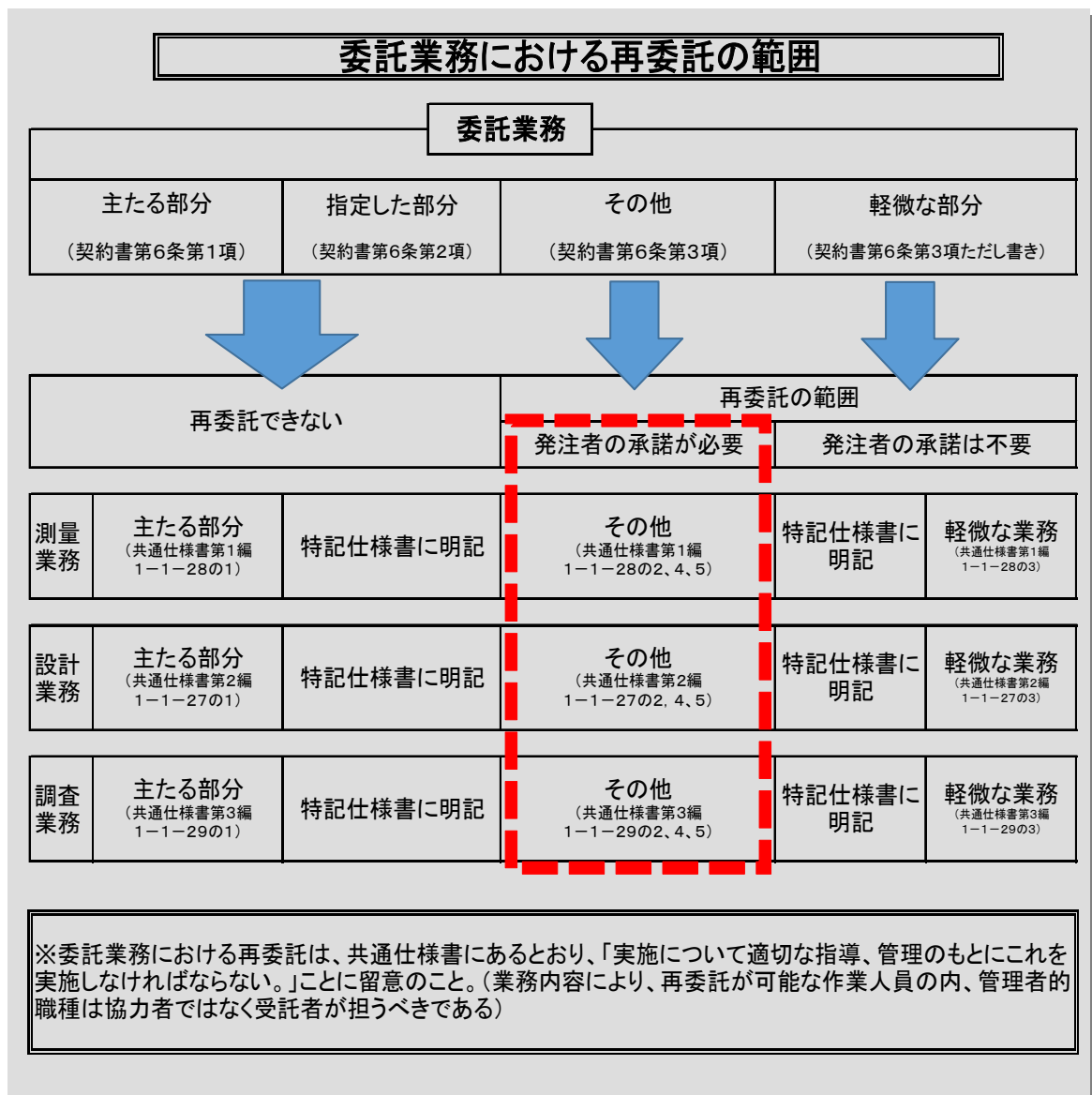
## 4 再委託の取扱について

再委託をする内容については、設計図書(仕様書)において指定した軽微な部分を除く、次の要件を全て満たしていなければなりません。

- ア 業務の全部を一括して再委託するもの、及び設計図書において再委託してはならないものと指定した「主たる部分」等に該当しないこと
- イ 再委託の相手方が関係法令等により適当であること
- ウ 再委託の相手方の技術的、経済的能力から委託業務の履行が確実であると見込まれること
- エ 再委託の理由が適当であること

### (ア) 再委託できる範囲

再委託できる範囲は下図のとおりです。



### (イ) 再委託額の上限

発注者の承諾が必要な再委託額(軽微な再委託を除く)の上限は、原則として業務委託料の2分の1以内(測量設計業務一括発注の場合は、測量、設計業務それぞれの業務委託料の2分の1以内)とし、その範囲内で申請された場合に限り、承諾します。

### (ウ) 承諾が不必要な内容

承諾が不必要な内容については共通仕様書に記載されています。また、承諾が不必要な内容を追加している場合は特記仕様書に記載しています。

### (エ) その他

- ・再委託(変更等)承諾申請書には再委託する業務に係る見積書を添付してください。
  - ・承諾後、再委託契約を締結したときは、速やかに契約書の写しを提出してください。
- ※ 用地測量等業務に含まれている業務のうち、土地家屋調査士法第 68 条の規定による土地家屋調査士への再委託は、承諾後の契約書の写しの提出は不要です。

記載例

別紙 1

再委託（変更等）承諾申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

※ 提出月日を記入

北海道渡島総合振興局長 様

受託者  
住所 〇〇市△△町□番地  
〇〇測量 株式会社  
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

業務番号 \_\_\_\_\_  
受託業務名 \_\_\_\_\_ ※ 契約書記載の業務名を記入  
契約金額 \_\_\_\_\_ 円

上記業務の一部を、次のとおり委託契約書第6条第3項の規定に基づき再委託したいので承諾願います。

項 目	申 請 内 容
再委託予定者 住所 氏名	《記載例》 〒0000-0000 北海道〇〇市〇〇町〇-〇 〇〇株式会社
再委託予定者の設立年月 登録資格 資格有効期限	《記載例》 昭和〇〇年〇月設立 建〇〇第〇〇号 or 登録第〇〇号 平成〇〇年〇月
再委託予定者の担当技術者(資格及び 経歴、業務経験年数)	《記載例》 〇〇太郎(一級土木施工管理技士) 昭和〇年に〇〇コンサルタントに入社し、道 路設計に従事した。平成〇年に独立して△△株 式会社を設立、主に道路詳細設計の再委託業務 を行ってきた。 業務経験〇年
再委託する業務内容	《記載例》 上記業務の小構造物設計計算、図面作成(横断 図、小構造物詳細図)及び数量計算
再委託する業務の契約金額(予定) (見積書添付)	《記載例》 〇〇〇千円(契約金額に対する比率〇〇%)
再委託する必要性 及び再委託予定者を選定した理由	《記載例》 【再委託をする必要性】 小構造物設計計算、図面作成を再委託するこ とで、業務の効率化をはかり、工期短縮に努め るため再委託する。 【再委託予定者を選定した理由】 〇〇株式会社は、平成〇〇年から弊社の道路 設計業務の図面作成、数量計算を中心として業 務を行ってきている。この間、上記業務の同種、 類似業務の実施経験が多数有り、短期間での業 務遂行に寄与し、成果の品質向上に期待ができ るため。